

## 昭和四十五年運輸省令第八十六号

### 全国新幹線鉄道整備法施行規則

全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第九条第一項及び第二項、第十条第四項及び第五項、第十二条第九項並びに第十五条並びに全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）第五条第二号及び第四号並びに第六条の規定に基づき、全国新幹線鉄道整備法施行規則を次のように定める。

（建設線の調査の指示）

**第一条** 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定による建設線の調査の指示は、次に掲げる事項について、調査報告書を提出すべき時期を定めて行うものとする。

- 一 輸送需要量に対応する供給輸送力等に関する事項
- 二 地形、地質等に関する事項
- 三 施設及び車両の技術の開発に関する事項
- 四 建設に要する費用に関する事項
- 五 その他必要な事項

（営業主体又は建設主体として指名しようとする法人との協議）

**第一条の二** 法第六条第四項の規定による営業主体として指名しようとする法人との協議は、次に掲げる事項を示して行うものとする。

- 一 営業を行わせようとする建設線の基本計画
  - 二 建設線の区間を分けて営業主体の指名をしようとするときは、その区間
  - 三 その他必要な事項
- 2 法第六条第五項の規定による建設主体として指名しようとする法人との協議は、次に掲げる事項を示して行うものとする。
- 一 建設を行わせようとする建設線の基本計画
  - 二 建設線の区間を分けて建設主体の指名をしようとするときは、その区間
  - 三 その他必要な事項
- 3 法第六条第五項の規定による建設主体として指名しようとする法人以外の同条第一項の規定による営業主体の指名をしようとする法人との協議は、次に掲げる事項を示して行うものとする。
- 一 建設主体として指名しようとする法人の名称及び住所
  - 二 建設線の区間を分けて建設主体の指名をしようとするときは、その区間
  - 三 その他必要な事項

（工事实施計画の記載事項等）

**第二条** 法第九条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 路線名
  - 二 工事の区間
  - 三 線路の位置（縮尺二十万分の一の平面図及び縮尺横二十万分の一、縦四千分の一の縦断面図をもつて表示すること。）
  - 四 線路延長
  - 五 駐車場の位置
  - 六 車庫施設及び検査修繕施設の位置
  - 七 工事方法
    - イ 最小曲線半径
    - ロ 最急勾配
    - ハ 軌道の中心間隔
    - ニ 軌条の種類
    - ホ 枕木の種類及び間隔
    - へ 道床の構造
    - ト 施工基面の幅
    - チ 軌道及び橋梁の負担力
    - リ 停車場における本線路の有効長
    - ヌ 列車の制御方式
    - ル 通信設備の概要
    - ヲ 電車線の電気方式
    - ワ 電車線の吊架方式、種類及び太さ
    - カ 饋電線、送電線及び配電線（低圧のものを除く。）の架設方式、種類及び太さ
    - コ 発電所及び変電所の概要
    - タ 建設工事に伴う人に対する危害の防止方法
    - レ その他工事の実施に関し必要な事項
  - 八 工事予算（第一号様式）
  - 九 工事の着手及び完了の予定時期
- 2 法第九条第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
- 一 線路平面図（縮尺五万分の一のもの）
  - 二 線路縦断面図（縮尺横二万五千分の一、縦二千分の一のもの）
  - 三 停車場平面図（縮尺二千五百分の一のもの）
  - 四 停車場設備表（第二号様式）
  - 五 車庫施設及び検査修繕施設の概要を示す表（第三号様式）
  - 六 橋梁、隧道その他の主要な建造物の概要を示す表
  - 七 連動図表
  - 八 通信回線図
  - 九 電車線路標準装柱図
  - 十 饋電系統図、送電系統図及び配電系統図（低圧のものを除く。）
  - 十一 変電所単線結線図

- 十二 運転保安設備の概要を示す書類
- 十三 車両の概要を示す書類
- 十四 予定運行図表
- 十五 特殊な設計がある場合には、その概要を示す書類
- 十六 建設工事の工程表

3 建設主体（営業主体である建設主体を除く。）は、法第九条第一項前段の規定により工事実施計画の認可を受けようとするときは、同条第三項の規定による営業主体との協議が成立したことを証する書類を国土交通大臣に提出しなければならない。  
（工事実施計画の変更等）

**第三条** 建設主体は、法第九条第一項後段の規定により工事実施計画の変更の認可を受けようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類に当該変更に係る前条第二項の書類を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 建設主体は、前条第二項各号の書類の内容を変更した場合には、当該変更に関し第一項の規定による書類を提出するときを除き、遅滞なく、当該変更の内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 4 前項の場合には、建設主体（営業主体である建設主体を除く。）は、同項の規定により国土交通大臣に提出した書類と同一の書類を営業主体に送付しなければならない。

#### 第四条 削除

（行為制限区域の指定及びその解除の公示等）

**第五条** 法第十条第四項の規定による行為制限区域の指定の公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行なうものとする。

- 一 路線名及び工事の区間
  - 二 行為制限区域（都道府県、市区町村及び字又はこれに準ずる地域により表示すること。）
  - 三 前号の行為制限区域を表示する図面を縦覧に供する場所
- 2 法第十条第四項の規定による図面の縦覧は、縮尺千分の一以上の図面に当該行為制限区域を明示して、関係地方運輸局及び建設主体の事務所その他国土交通大臣が指定する場所において前項の公示の日から当該指定を解除する日まで行なうものとする。
- 3 法第十条第五項の規定による行為制限区域の指定の解除の公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行なうものとする。
- 一 路線名及び行為制限区域の指定の年月日
  - 二 行為制限区域の指定を解除する区域（都道府県、市区町村及び字又はこれに準ずる地域により表示すること。）
- （行為制限区域における制限除外行為）

**第六条** 全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号。以下「令」という。）第五条第二号の国土交通省令で定める土地の形質の軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 令第五条第三号又は第四号の行為を行なうために必要な最小限度の規模の土地の形質の変更
  - 二 建築物の敷地内における庭又は菜園の造成その他これらに類する行為
  - 三 みぞ、むろ、あぜみちその他これらに類するものの設置のための土地の掘さく若しくは切土又は盛土
- 2 令第五条第四号の国土交通省令で定める簡易な工作物は、次に掲げるものとする。
- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第三号に規定する建築設備
  - 二 建築物の敷地内に設ける物置、物干場、車庫その他これらに類する工作物
  - 三 看板、標識、ぶらんこ、すべり台、かき、さくその他これらに類する小規模な工作物
- （裁決申請書の様式等）

**第七条** 令第六条の裁決申請書の様式は、第四号様式とする。

- 2 裁決申請書は、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

（身分を示す証明書の様式）

**第八条** 法第十二条第五項の身分を示す証明書の様式は、第五号様式とする。

（事業基本計画に相当する計画の記載事項）

**第九条** 法第十四条第七項の鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第四条第一項第六号の事業基本計画に相当する計画には、鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第五条第一項各号に掲げる事項（法第十四条第二項の規定により第二種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる営業主体にあつては同令第五条第一項第三号から第六号までに掲げる事項、法第十四条第二項の規定により第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる建設主体にあつては同令第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項）を記載しなければならない。

（大規模改修に係る鉄道施設）

**第十条** 法第十五条第二項の国土交通省令で定める鉄道施設は、土工、橋りょう及びトンネル並びにこれらに附帯する鉄道施設とする。

（引当金積立計画の承認の申請）

**第十一条** 指定所有営業主体は、法第十六条第一項の規定により引当金積立計画の承認を受けようとするときは、法第十五条第一項の指定を受けた日から起算して六月以内に、第六号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 法第十六条第一項第一号の費用は、前条に規定する鉄道施設の区分に応じ、通常必要となる費用を類似の工事に要する費用等を考慮して算定しなければならない。
- 3 引当金積立計画に添付すべき工事方法を記載した書類は、第七号様式によることとする。
- 4 法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 大規模改修に要する費用の見積り（第八号様式）
  - 二 大規模改修に要する費用に充てる資金の調達方法（第九号様式）

（引当金積立計画の変更の承認の申請）

**第十二条** 指定所有営業主体は、法第十六条第一項の規定により引当金積立計画の変更の承認を受けようとするときは、第十号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、第七号様式から第九号様式までの様式による書類のうち引当金積立計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。
- （引当金の積立て）

**第十三条** 法第十七条第一項の国土交通省令で定める金額は、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額とする。

- 一 法第十六条第一項の規定により承認を受けた引当金積立計画（同項の規定により変更の承認を受けたときは、その変更後のもの。以下「承認引当金積立計画」という。）に従つて積み立てるべき金額の総額（以下「累積限度額」という。）に当該承認引当金積立計画に記載された積立期間に含まれる当該事業年度の月数を乗じてこれを当該積立期間の月数で除して計算した金額
- 二 当該事業年度終了の日における当該承認引当金積立計画に係る累積限度額から前事業年度から繰り越された当該承認引当金積立計画に係る新幹線鉄道大規模改修引当金（以下「引当金」という。）の金額（前事業年度終了の日までに次条第一項及び第二項の規定により取り崩すこととされた金額がある場合には、その金額を控除した金額）を控除した金額
- 2 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（引当金の取崩し）

**第十四条** 指定所有営業主体は、承認引当金積立計画に記載された積立期間の末日を含む事業年度（以下この項において「最後の事業年度」という。）後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された引当金の金額がある場合には、当該引当金の金額については、当該最後の事業年度の翌事業年度開始の日における引当金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百二十（当該承認引当金積立計画に記載された大規模改修に要する期間の月数が百二十に満たない場合には、当該大規模改修に要する期間の月数）で除して計算した金額（当該計算した金額が前事業年度から繰り越された引当金の金額を超える場合には、当該繰り越された金額）に相当する金額を取り崩さなければならない。

- 2 指定所有営業主体は、当該事業年度終了の日における当該承認引当金積立計画に係る引当金の金額が当該承認引当金積立計画に係る累積限度額を超えるときは、当該超える金額を取り崩さなければならない。
- 3 指定所有営業主体は、法第十七条第一項の規定により積み立てられた引当金について、前二項の規定により取り崩すとき又は特別の理由がある場合において国土交通大臣の承認を受けたときを除き、当該引当金を取り崩してはならない。
- 4 前条第二項の規定は、第一項の月数について準用する。

（大規模改修実施計画の認定の申請）

**第十五条** 所有営業主体は、法第十八条第一項の規定により大規模改修実施計画の認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書（第十一号様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 路線名
- 二 工事の区間
- 三 工事方法
- イ 取替え又はこれと同等の効果を有すると認められる方法の別（取替え以外の場合にあつては、その方法を明記すること。）
- ロ 鉄道事業法第十二条第一項の規定による認可の申請又は同条第二項の規定による届出に際し工事計画若しくは届出書に記載し、又は届け出ることとされている事項
- 四 大規模改修の着手及び完了の予定時期

2 鉄道事業法第十二条第一項の認可を受け、又は同条第二項の規定による届出をしなければならない場合においては、前項の申請書には、当該認可の申請又は届出に際し添付することとされている書類及び図面を添付しなければならない。

（大規模改修実施計画の変更の認定の申請）

**第十六条** 認定所有営業主体は、法第十九条第一項の規定により大規模改修実施計画の変更の認定を受けようとするときは、当該変更の理由及び内容を記載した申請書（第十二号様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 鉄道事業法第十二条第四項において準用する同法第九条第一項の認可を受けなければならない場合においては、前項の申請書には、当該認可の申請に際し添付することとされている書類及び図面を添付しなければならない。

（大規模改修実施計画の変更の届出）

**第十七条** 法第十九条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、第十五条第一項第三号ロに掲げる事項に係る変更のうち、鉄道事業法第十二条第二項又は同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定によりその旨を届け出ることとされているものとする。

2 認定所有営業主体は、法第十九条第三項の規定により大規模改修実施計画の変更の届出をしようとするときは、当該変更の内容を記載した届出書を提出しなければならない。

3 鉄道事業法第十二条第二項又は同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定による届出をしなければならない場合においては、前項の申請書には、当該届出に際し添付することとされている書類及び図面を添付しなければならない。

（身分を示す証明書の様式に係る規定の準用）

**第十八条** 第八条の規定は法第二十条において準用する法第十二条第五項の身分を示す証明書の様式について準用する。この場合において、「第五号様式」とあるのは「第五号の二様式」と読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 法附則第六項一号の国土交通省令で定める主要な構造物は、線路とする。
- 3 法附則第六項二号の国土交通省令で定める速度は、最高速度百三十キロメートル毎時とする。
- 4 第二条第一項の規定は法附則第十一項の国土交通省令で定める事項について、同条第二項の規定は法附則第十二項において準用する法第九条第二項の国土交通省令で定める書類について、第二条第三項及び第三条の規定は法附則第十一項の工事実施計画について準用する。この場合において、第二条第三項及び第三条第四項中「建設主体（営業主体である建設主体を除く。）」とあり、並びに第三条第一項及び第三項中「建設主体」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と、第二条第三項中「法第九条第一項前段」とあるのは「法附則第十一項前段」と、「同条第三項」とあるのは「法附則第十二項において準用する第九条第三項」と、「営業主体との協議」とあるのは「新幹線鉄道規格新線等の営業を行う者（法附則第七項の規定により法附則第六項に規定する新幹線鉄道規格新線等の営業を行う者をいう。以下同じ。）」との協議」と、第三条第一項中「法第九条第一項後段」とあるのは「法附則第十一項後段」と、同条第四項中「営業主体に」とあるのは「新幹線鉄道規格新線等の営業を行う者に」と読み替えるものとする。
- 5 第五条第一項及び第二項の規定は法附則第十三項において準用する法第十条第四項の規定による行為制限区域の指定の公示及び図面の縦覧について、第五条第三項の規定は法附則第十三項において準用する法第十条第五項の規定による行為制限区域の指定の解除の公示について、第六条の規定は法附則第七項において準用する令第五条第二号の国土交通省令で定める土地の形質の軽微な変更及び同項において準用する同条第四号の国土交通省令で定める簡易な工作物について、第七条の規定は同項において準用する令第六条の裁決申請書の様式及び提出について、第八条の規定は法附則第十三項において準用する法第十二条第五項の身分を示す証明書の様式について準用する。この場合において、第五条第二項中「建設主体」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と、第七条第一項中「第四号様式」とあるのは「第四号の二様式」と、第八条中「第五号様式」とあるのは「第五号の三様式」と読み替えるものとする。

- 6 法附則第十四項において準用する法第十四条第七項の鉄道事業法第四条第一項第六号に規定する事業基本計画に相当する計画には、鉄道事業法施行規則第五条第一項各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- 7 法附則第十七項の規定により鉄道事業法第四条第一項第六号に規定する事業基本計画の変更の届出をしようとする者及び法附則第二十一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第七項の規定により同号に規定する事業基本計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業基本計画変更届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

- 8 前項の申請書には、鉄道事業法施行規則第二条第二項各号に掲げる書類及び図面のうち事業基本計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

附 則（昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和六二年三月二七日運輸省令第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成三年四月二六日運輸省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年三月三〇日運輸省令第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成九年五月三〇日運輸省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年一二月一五日運輸省令第八〇号）

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則（平成一二年三月一日運輸省令第七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、鉄道事業法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号。以下「改正法」という。）附則第一条の政令で定める日（平成十二年三月一日）から施行する。

附 則（平成一二年一一月二九日運輸省令第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年三月八日国土交通省令第一九号）

この省令は、平成十四年三月三十一日から施行する。

附 則（平成一四年六月一二日国土交通省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年一〇月三〇日国土交通省令一一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月一日国土交通省令第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年七月二九日国土交通省令第五五号）

この省令は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 第1号様式（第2条関係）

## 第1号様式（第2条関係）

線 間（延長 km）工事費予算書		
項 目	金 額	備 考
用 地 費	千円	
路 盤 費		
橋 梁 費		
隧 道 費		
軌 道 費		
停 車 場 費		
車庫・検査修繕施設費		
諸 建 物 費		
電 灯 ・ 電 力 線 路 費		
通 信 線 路 費		
運 転 保 安 設 備 費		
防 護 設 備 費		
連 絡 設 備 費		
電 車 線 路 費		
発 電 所 ・ 変 電 所 費		
小 計		
工 事 用 建 物 費		
工 事 用 機 械 費		
工 事 附 帯 費		
小 計		
計		
車 両 費		
合 計		
1km当たりの工事費 （車両費を除く。）		

備考 部外負担金は、備考欄にその旨を記載すること。

第2号様式（第2条関係）

## 線 停車場設備表

区 分	設 備 種 別	数 量 等	構 造 の 概 要
停車場工作物	駅 前 広 場	面 積	
	乗 降 場	幅 員 延 長 高 さ 軌道中心からの 距離	
	旅 客 通 路	箇所数 幅 員	
	その他の停車場 工 作 物		
停車場建物	本 屋	箇 数 面 積	
	旅 客 上 屋	箇 数 面 積	
	運 転 関 係 建 物	箇 数 面 積	
	保 線 関 係 建 物	箇 数 面 積	
	電 気 関 係 建 物	箇 数 面 積	
	その他の停車場 建 物		
機 械 設 備	種 類 台 数 能 力		

第3号様式（第2条関係）

線 車庫施設及び検査修繕施設の概要を示す表

車庫施設又は検査修繕施設の名称	面積	車庫施設の収容能力	検査修繕施設の検査修繕能力	検査修繕機器の種類及び台数
合計				

第4号様式（第7条関係）

（略）

第4号の2様式（附則第5項関係）

（略）

---

第5号様式（第8条関係）

(表)

第 号		
	身 分 証 明 書	
	住 所	
	氏 名	
	職 名	年 令
上記の者は、全国新幹線鉄道整備法第12条第1項の規定により、新幹線鉄道の建設に関する調査、測量又は工事のため他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証明する。		
	発行年月日	
	有効期限	
	発行者	印

六・五センチメートル

六・五センチメートル

九センチメートル

## (裏)

<p style="text-align: center;">全国新幹線鉄道整備法抜すい (他人の土地の立入り又は一時使用)</p> <p>第十二条 第五条第一項の規定による国土交通大臣の指名を受けた法人若しくは建設主体又はその委任を受けた者は、新幹線鉄道の建設に関する調査、測量又は工事のためやむを得ない必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。</p> <p>2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。</p> <p>3 第一項の規定により建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。</p> <p>4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。</p> <p>5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする</p>	<p>者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならない。</p> <p>7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p style="text-align: center;">(罰則)</p> <p>第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>二 第十二条第七項(第二十条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者</p> <p>第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十五条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。</p>
---	---

第5号の2様式（第18条関係）

(表)

第 号		
	身 分 証 明 書	
	住 所	
	氏 名	
	職 名	年 令
上記の者は、全国新幹線鉄道整備法第20条において準用する第12条第1項の規定により、新幹線鉄道の大規模改修のため他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証明する。		
	発行年月日	
	有効期限	
	発行者	印

六・五センチメートル

六・五センチメートル

九センチメートル

## (裏)

<p style="text-align: center;">全国新幹線鉄道整備法抜粋 (他人の土地の立入り又は一時使用)</p> <p>第十二条 第五条第一項の規定による国土交通大臣の指名を受けた法人若しくは建設主体又はその委任を受けた者は、新幹線鉄道の建設に関する調査、測量又は工事のためやむを得ない必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。</p> <p>2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。</p> <p>3 第一項の規定により建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合において、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。</p> <p>4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。</p> <p>5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならない。</p> <p>7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>(他人の土地の立入り又は一時使用に係る規定の準用)</p> <p>第二十条 第十二条の規定は、認定所有営業主体又はその委任を受けた者が大規模改修を行う場合について準用する。</p> <p>(罰則)</p> <p>第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>二 第十二条第七項(第二十条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者</p> <p>第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十五条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。</p>
--	--

第5号の3様式（附則第5項関係）

(表)

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">職 名                      年令</p> <p>上記の者は、全国新幹線鉄道整備法附則第13項の規定において準用する第12条第1項の規定により、同法附則第6項に規定する新幹線鉄道規格新線等の建設に関する調査、測量又は工事のため他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証明する。</p> <p>発行年月日</p> <p>有効期限</p> <p style="text-align: right;">発行者 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	六・五センチメートル
	六・五センチメートル
九センチメートル	

## (裏)

## 全国新幹線鉄道整備法抜すい

(他人の土地の立入り又は一時使用)

- 第十二条 第五条第一項の規定による国土交通大臣の指名を受けた法人若しくは建設主体又はその委任を受けた者は、新幹線鉄道の建設に関する調査、測量又は工事のためやむを得ない必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。
- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。
- 3 第一項の規定により建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合において、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
- 5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならない。
- 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げはならない。
- 附則
- 13 ……(略)……第十二条の規定は当該新幹線鉄道規格新線等の建設のため必要となる他人の土地への立入り又はその一時使用について……(略)……準用する。この場合において、……(略)……第十二条第一項……(略)……中「新幹線鉄道」とあるのは「新幹線鉄道規格新線等」と、……(略)……第十二条第一項中「建設主体」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と……(略)……読み替えるものとする。
- 23 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 二 附則第十三項において準用する第十二条第七項の規定に違反した者
- 24 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

---

第6号様式（第11条関係）

（略）

## 第7号様式（第11条関係）

工 事 方 法 書		
鉄 道 施 設	工 事 方 法	主 な 施 工 箇 所

## 備考

- 1 「工事方法」については、取替えによる場合にあつてはその旨を、その他の場合にあつては具体的な工事方法を記載すること。
- 2 取替え以外の工事方法による場合にあつては、別に当該方法が取替えと同等の効果を有すると認める根拠を明らかにした書類を添付すること。

## 第8号様式(第11条関係)

## 費用見積書

鉄道施設	工事方法	数量	単価 (百万円)	金額 (百万円)

備考 「工事方法」については、工事方法書に準じて記載すること。

## 第9号様式(第11条関係)

## 資 金 調 達 方 法 書

(単位:百万円)

資 金 区 分	金 額	備 考
引 当 金		
自 己 資 金		
社 債・借 入 金		
そ の 他		
合 計		

---

第10号様式（第12条関係）

（略）

第11号様式（第15条関係）

（略）

第12号様式（第16条関係）

（略）

---